

令和元年度第5回袖ヶ浦市環境審議会

1 開催日時 令和2年2月25日(火) 午後2時開会

2 開催場所 袖ヶ浦市役所旧館3階大会議室

3 出席委員

副会長	梶山 雅司	委員	佐久間 隆文
委員	松戸 滋	委員	古賀 悠子
委員	土井 学	委員	藤井 正己
委員	塩谷 保幸	委員	黒澤 智子
委員	吉田 良子	委員	川原 理恵子
委員	小島 直子	委員	猿渡 由枝
委員	太田 信之		

4 欠席委員

会長	工藤 智子
----	-------

5 出席職員

市長	粕谷 智浩	環境管理課副参事	齋藤 智宏
環境経済部長	分目 浩	環境管理課主査	河口 真慶
環境経済部次長	苅米 幹隆	環境管理課主査	小堺 健一郎

6 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	5人
傍聴人数	1人

7 議 題

- (1) 第2次袖ヶ浦市環境基本計画(案)に係るパブリックコメント手続の実施結果について(報告)
- (2) 第2次袖ヶ浦市環境基本計画(案)について(諮問)
- (3) その他

8 議 事

- (1) 開会
- (2) 副会長あいさつ

- (3) 市長あいさつ
- (4) 議題
- (5) 閉会

進 行 : 定刻となりましたので、ただいまから袖ヶ浦市環境審議会を開催します。

本環境審議会は「袖ヶ浦市附属機関等の会議に関する要綱」に基づき、会議を公開することになります。また、会議録作成のため、録音をさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

なお、傍聴人におかれましては、受付で配布しました「傍聴要領」を遵守くださるようお願いいたします。

本日の欠席委員は、工藤会長の1名で、環境審議会規則第5条第2項の規定により過半数の委員が出席しており、定足数に達しております。

会長が不在のため、規則第4条第4項の規定により、副会長が会長の職務を代理することとなっておりますので、よろしく願いいたします。

初めに、梶山副会長よりご挨拶をいただきたいと思います。

～ 副会長挨拶 ～

進 行 : ありがとうございます。

続きまして、市長よりご挨拶を申し上げます。

～ 市長挨拶 ～

進 行 : 議事に入る前に、会議資料の確認をさせていただきます。

～ 会議資料の確認 ～

進 行 : 続いて、諮問に移ります。諮問書の交付をお願いいたします。

～ 市長から梶山副会長へ諮問書の交付 ～

進 行 : 大変恐縮ですが、市長はこの後、公務がございますので、ここで退席させていただきます。

～ 市長退席 ～

進 行 : それでは、環境審議会規則第4条第4項及び第5条第1項の規定により、これより梶山副会長に議長をお願いしたいと思います。よ

ろしく申し上げます。

議長：それでは、規則により議長を務めさせていただきます。

さっそく議題に入りたいと思います。本日の議題は、

- (1) 第2次袖ヶ浦市環境基本計画（案）に係るパブリックコメント手続の実施結果について（報告）
- (2) 第2次袖ヶ浦市環境基本計画（案）について（諮問）
- (3) その他

となっております。それでは、議題（1）「第2次袖ヶ浦市環境基本計画（案）に係るパブリックコメント手続の実施結果について」、事務局から説明をお願いします。

事務局：議題（1）について説明

議長：ただいま、議題（1）について、事務局から説明がありました。この件について、確認事項や不明なところがある方は挙手をお願いします。

藤井委員：整理番号15の「頁」について、「38頁」となっていますが「42頁」のことを指しますでしょうか。

事務局：パブリックコメント手続において提出された意見の原文では、38頁の「基本目標3 地球環境を思いやるまち」からとなっているため、基本目標3の全体を指していると捉え、このように表記しています。

太田委員：整理番号23の前市長の残土条例の提案というのは、どのような内容だったのでしょうか。

事務局：主な内容としては、事業区域周辺に居住する住民の承諾を許可要件とすることです。これは、事業区域から300メートル以内に居住している世帯の8割以上の承諾を得ることを許可要件にしたものです。事業者が、この住民の承諾を得なければ、そもそも事業ができないという点が主な内容となります。

議長：そのほかにご質問などがありますか。

～ 質疑なし ～

ご質問などはないようですので、議題（1）については終了します。

続きまして、議題（2）「第2次袖ヶ浦市環境基本計画（案）について（諮問）」ですが、市長への答申に当たり、これまで4回の審議を進めてきて、委員の皆様からいただいた意見で、特記すべき内容がありましたら、事務局から説明をお願いします。

事務局 : 議題(2)について説明

議長 : ただいま、議題(2)について、事務局から説明がありました、この他に、答申書に盛り込む内容等について、ご意見等がある方は挙手をお願いします。

～ 意見等なし ～

議長 : それでは、これまでの審議会でも様々なご意見をいただいておりますので、答申書(案)の作成につきましては、会長と私に一任願いたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

～ 異議なし ～

議長 : それでは、答申書(案)の作成につきましては、会長と私への一任とさせていただきます。

今後の流れについてですが、答申書(案)が作成できたら、郵送で委員の皆様へ送付させていただきます。

この答申書(案)への意見等がございましたら、1週間程度の期間を設けますので、その期間内に事務局まで連絡をお願いします。

なお、最終的な答申書につきましては、委員の皆様へ送付いたします。

以上で、議題(2)については終了します。

続きまして、議題(3)「その他」について、事務局から説明をお願いします。

事務局 : 次回の審議会の日程は、5月頃を予定しております。日程の詳細につきましては、後日、文書を送付させていただきます。

議長 : それでは、全体について、ご質問などがある方は挙手をお願いします。

～ 質問等なし ～

議長 : ご質問等はないようですので、以上をもちまして、議事を終了し、議長の任を解かせていただきます。委員の皆様には、ご協力をいただきありがとうございました。

進行 : 梶山副会長におかれましては、議事進行ありがとうございました。また委員の皆様におかれましては、活発なご審議をいただき、誠にありがとうございました。

本年度は、本日が最後の会議となる予定です。本年度は5回の会議を開催させていただきました。委員の皆様方に、専門的なご立場

から、様々なご意見やご提言をいただき、ありがとうございました。
以上をもちまして、環境審議会を閉会いたします。お疲れ様でした。

以上

袖ヶ浦市環境審議会

会議次第

日時 令和2年2月25日（火）

午後2時から

場所 袖ヶ浦市役所旧館3階大会議室

- 1 開会
- 2 副会長あいさつ
- 3 市長あいさつ
- 4 諮問
- 5 議題
 - (1) 第2次袖ヶ浦市環境基本計画（案）に係るパブリックコメント手続の実施結果について（報告）
 - (2) 第2次袖ヶ浦市環境基本計画（案）について（諮問）
 - (3) その他
- 6 閉会

第 2 次袖ヶ浦市環境基本計画（案）に係るパブリックコメント手続の実施結果について

1 意見募集の概要

- (1) 意見の募集期間 令和元年 1 月 23 日（月）～令和 2 年 1 月 22 日（水）
 (2) 提出者・意見数 2 人、26 件
 (3) 意見の分類と市の対応状況

対 応 区 分		件 数
A	意見を反映し、素案を修正したもの	2 件
B	意見の趣旨・考え方が既に素案に盛り込まれているもの	7 件
C	意見を反映しないで、素案どおりとしたもの	13 件
D	その他の意見、素案とは直接関係ないもの、今後の参考とするもの等	4 件

2 意見の概要と市の考え方

整理番号	頁	意見の概要	対応区分	意見に対する市の考え方
1	目次	<p>目次の後にでも基本計画（案）をつくる背景について、1 ページを割いて述べるべきでないでしょうか。</p> <p>例を挙げますと、IPCC では、早ければ 2030 年には 1.5℃ 上昇すると報告されており、1.5℃ 上昇すれば今以上に気候リスクが上昇、生態系の破壊が進み、人類にとってもこれまで以上に厳しい環境になることが指摘されているところです。豪雨が襲う度に 100 年に 1 度などと表現されていますが、それは顕在化しつつある気候変動に対する認識不足であり、毎年のように激甚災害が起きることが懸念され、また経済的損失も計り知れない規模になっていくと想定されます。これらの状況から国、県の対策のみならず袖ヶ浦市として市民の生命と財産、安心と安全な生活を守る観点で環境基本計画（案）を策定するものです。</p>	B	<p>計画策定の背景等については、第 1 章「計画の基本的事項」の第 1 節「計画策定の趣旨」（1 頁）や第 2 章「環境問題等に対する動向」（6 頁から 13 頁まで）の中で記載しています。</p>

整理 番号	頁	意見の概要	対応 区分	意見に対する市の考え方
2	6	<p>第2章 環境問題等に対する動向 第1節 国際的な動向</p> <p>「パリ協定」は、55か国かつ世界の温室効果ガス排出量の55%以上の批准の部分と平成25年度の水準から26%削減の部分、この表現は分かりにくいと思います。経済産業省のホームページをみますと、発効要件・世界総排出量の55%以上の排出量を占める55ヶ国以上の締約国が批准と書いてあり、こちらの表現が正しいのではないかと。</p>	A	<p>御意見を踏まえ、「世界総排出量の55%以上の排出量を占める55か国以上の締約国が批准して」に表現を修正します。</p>
3	6	<p>年の表現は極力、西暦で表現すべきです。和暦ですと何年後に26%削減するのか和暦同士での引き算が困難です。和暦を使う場合は西暦も併記して分かりやすくすべきです。</p>	A	<p>御意見を踏まえ、年や年度の表記については、分かりやすさの観点から、原則として、文章は和暦と西暦で表記し、グラフは西暦で表記することとします。</p>
4	7	<p>第2章 環境問題等に対する動向 第3節 袖ヶ浦市の動向</p> <p>「自然環境の悪化の防止に努めてきました。その結果、産業活動に伴う環境問題の解決や自然環境の保護について、一定の成果を収めてきました。」</p> <p>この部分は、実態と乖離した印象があります。以下の通り修正すべきです。</p> <p>「自然環境の悪化の防止に努めてきました。しかし結果としては多くの課題を残しているのが実態で環境保全・自然環境保護にさらに努力すべきと考えています。」と、修正すべきです。</p>	B	<p>御意見の趣旨である、現在の環境保全や自然環境に関する課題については、第2章「環境問題等に対する動向」の第3節「袖ヶ浦市の動向」において、</p> <p>「近年の環境問題は、自動車の排ガス、生活排水による水質汚濁、廃棄物の排出量の増大、温室効果ガスの排出等、生活による環境への負荷が大きくなってきています。</p> <p>大気環境では、自動車の利用や産業活動により発生する大気汚染物質や、それらが環境中で化学反応を起こすことにより発生する光化学スモッグといった課題もあります。</p> <p>さらに、海岸の埋立てや開発行為による自然環境の変化、休耕田の荒廃や人と自然との関わりの変化による在来の動植物の減少や、外来種をはじめとした有害鳥獣の増加等が、私たちの身近な環境問題となっています。廃棄物の不法投棄やポイ捨て、ごみ出しのマナーや自家焼却、近隣騒音や犬の糞の放置等、個人の良識に係る環境課題もあります。</p> <p>これらのことを認識し、市民、事業者、市が、社会の在り方、自らのライフスタイルを見直し、目指す環境像の実現を目指して、良識ある行動をとっていくことが必要となります。」と記載しています。</p>

整理番号	頁	意見の概要	対応区分	意見に対する市の考え方																																																			
5	31	<p>第4章 目標の実現に向けた施策の展開方向 基本目標2「快適で安全に生活できるまち」 基本施策(1)「大気環境の保全」</p> <p>主な項目の中に「健康被害の状況調査と被害の実態、その原因の究明と対応施策」を加えること。</p> <p>ここでの要望は、大気汚染とかかわって、新たに是非調査してほしいことの提起である。わたしたちは、石炭火力発電所建設計画反対の立場から、排出される噴煙の影響がどのような形で市民生活に及んでいるかを具体的にわかる手立てを考えた。ここに提示する資料は、会員の一人が教育委員会をお訪ねし直接資料としていただいたものである。この表をよく見ると異様なことに気が付く。①木更津市よりも罹患率が高いことは理解できるが市原市よりも高い理由が不明である。②蔵波小学校が一番高い・・低地より徐々に高地に行くにしたがって罹患率が高くなっているのはなぜか。③平岡小よりも中川小が高いのはなぜか。◎何ととっても、これは公害そのものではないのか。</p> <div data-bbox="358 861 1064 1332" data-label="Figure"> <p>袖ヶ浦市の小学校の所見者数申告状況</p> <p>1) H29年度の中告者数の木更津市、市原市との比較</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>患者数</th> <th>調査人数</th> <th>比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市原市</td> <td>1154名</td> <td>13502名</td> <td>8.5%</td> </tr> <tr> <td>木更津市</td> <td>388名</td> <td>7125名</td> <td>5.4%</td> </tr> <tr> <td>袖ヶ浦市</td> <td>342名</td> <td>3345名</td> <td>10.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>袖ヶ浦はコンビナートと国道16号のばい煙影響を受けやすい</p> <p>2) H27～H29の学校別の申告者数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>母数</th> <th>H29</th> <th>H28</th> <th>H27</th> <th>平均</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>蔵波小</td> <td>12.9%</td> <td>14.7%</td> <td>14.6%</td> <td>14.1%</td> </tr> <tr> <td>蔵波小</td> <td>8.4%</td> <td>10.2%</td> <td>12.0%</td> <td>10.2%</td> </tr> <tr> <td>昭和小</td> <td>12.0%</td> <td>11.0%</td> <td>10.8%</td> <td>11.3%</td> </tr> <tr> <td>奈良輪小</td> <td>7.9%</td> <td>10.1%</td> <td>8.7%</td> <td>8.9%</td> </tr> <tr> <td>平岡小</td> <td>8.1%</td> <td>7.1%</td> <td>5.6%</td> <td>6.9%</td> </tr> <tr> <td>中川小</td> <td>10.6%</td> <td>7.8%</td> <td>9.5%</td> <td>9.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※奈良輪小の比率の低さは他市からの流入が考えられる</p> </div> <p>この罹患率の高い状況の原因はなにか・・コンビナートの排煙、あるいはNOX街道と呼ばれるコンビナートに沿って走っている臨海道路(国道16号線)の車の排ガス(二酸化窒素)</p>		患者数	調査人数	比率	市原市	1154名	13502名	8.5%	木更津市	388名	7125名	5.4%	袖ヶ浦市	342名	3345名	10.2%	母数	H29	H28	H27	平均	蔵波小	12.9%	14.7%	14.6%	14.1%	蔵波小	8.4%	10.2%	12.0%	10.2%	昭和小	12.0%	11.0%	10.8%	11.3%	奈良輪小	7.9%	10.1%	8.7%	8.9%	平岡小	8.1%	7.1%	5.6%	6.9%	中川小	10.6%	7.8%	9.5%	9.3%	C	<p>近年では、技術の進歩等により、硫黄酸化物をはじめとする大気汚染物質は大幅に減少しています。</p> <p>本市では、一般環境大気測定局や自動車排出ガス測定局における測定では、光化学オキシダント以外の項目は、環境基準の超過はありません。また、ぜん息の要因は、ハウスダスト、花粉、ダニなどのアレルギー性のものや、運動、たばこ、大気汚染などの非アレルギー性のものなど多岐にわたり、ぜん息と大気汚染との因果関係については明確ではありません。このことから、「健康被害の状況調査と被害の実態、その原因の究明と対応施策」を主な取組に追加することは考えていません。</p>
	患者数	調査人数	比率																																																				
市原市	1154名	13502名	8.5%																																																				
木更津市	388名	7125名	5.4%																																																				
袖ヶ浦市	342名	3345名	10.2%																																																				
母数	H29	H28	H27	平均																																																			
蔵波小	12.9%	14.7%	14.6%	14.1%																																																			
蔵波小	8.4%	10.2%	12.0%	10.2%																																																			
昭和小	12.0%	11.0%	10.8%	11.3%																																																			
奈良輪小	7.9%	10.1%	8.7%	8.9%																																																			
平岡小	8.1%	7.1%	5.6%	6.9%																																																			
中川小	10.6%	7.8%	9.5%	9.3%																																																			

整理番号	頁	意見の概要	対応区分	意見に対する市の考え方
		が、北西の風（袖ヶ浦の風向）によって運ばれて丘陵にかかる。この時空気の流れは、上方に流れるものと、逆流風となって地元落ちてくるものに別れる。逆流風の中に排煙が持っている有毒ガスが多く持ち込まれてきているのではないか・・・というのが私個人の仮説である。		
6	31	⑤の「大気環境監視システム及び監視網の見直し」にあたって、監視施設が減少することはないよう要望する。	C	市内の大気環境測定局は、昭和44年に長浦中学校に設置して以後、臨海部の工場進出に伴い、その数を増やしてきました。現在における本市の測定局数は、千葉県所有の局を含めると10局あり、他自治体と比べても多くなっています。また、大気環境が改善されている現在においては、臨海部に工業地帯を有する本市の特性を鑑みても配置数が多い状況にあります。このことから、今後は測定局の適正配置を視野に入れた監視網の見直しを検討してまいります。
7	32	基本施策（2）「水質・土壌・地盤環境の保全」 目指す姿の「多様な水生生物が生息できる水環境が確保されています」の部分は実態に反しています。「多様な水生生物が生息できる水環境が失われつつあります。」に変更すべきです。	C	この項目は、計画期間が満了する令和13年度における「目指す姿」であり、各種取組の実施により改善された姿を表しているため、案のとおりとします。
8	32	基本施策（2）「水質・土壌・地盤環境の保全」 主に火力発電所からの温排水と工場設備冷却装置からの温排水が木更津市の漁業に大きな影響を及ぼしていること、生物多様性が失われているという事実から温排水の減少の企業努力を指導すること、さらに海水に次亜塩素酸ナトリウムを注入しないことを指導することなどを海の環境保全の立場で述べるべきです。	B	基本施策（2）「水質・土壌・地盤環境の保全」の主な取組③「事業者への排水適正管理の指導」（33頁）では、火力発電所における排水についても、環境の保全に関する協定に基づく調査指導や、環境影響評価手続において意見を述べるなど、環境負荷の低減に向けた取り組みを行うこととしています。

整理番号	頁	意見の概要	対応区分	意見に対する市の考え方
9	33	基本施策（2）「水質・土壌・地盤環境の保全」 工場の廃水処理装置出口部分での成分と濃度に問題がないか33ページ③の立入検査と指導を行うとあるがその検査結果や指導内容をホームページで公開することもこの基本計画で述べるべきです。	C	市では、県と事業者の三者又は事業者との二者による合意によって締結した「環境の保全に関する協定」に基づき立入調査を実施しています。 立入調査の結果については、毎年発行している「袖ヶ浦の環境」や市のホームページにおいて公表しています。 また、指導内容をホームページで公開することについては、個々の事業者に関する内容であり、本計画に記載することは考えておりません。
10	33	基本施策（2）「水質・土壌・地盤環境の保全」 市域外の水源地における事業所からの排水による河川水質への問題に注目すること。また、水源地の事業所に関する情報の公開を求めることも併せて述べるべきです。	D	市外から流入する小櫃川については、定期的に水質調査を実施し、監視しているところであり、今後も監視を継続するとともに、水源地における事業所の動向に注視してまいります。 なお、個々の事業者に関する内容を本計画に記載することは考えていません。
11	33	基本施策（2）「水質・土壌・地盤環境の保全」 終末下水処理場の経年劣化について述べていますが、戸別浄化槽、合併浄化槽の再普及を計ることが大地震に対する耐久性の観点で望ましいと思います。（柔軟性のない下水配管は地震で破損しやすく、破損すれば広範囲に下水利用ができなくなります）	D	都市計画法や下水道法により、市街化区域内の下水処理は、公共下水道による集合処理としていることから、浄化槽の戸別普及は考えていません。また、施設の耐震化整備は、国庫補助金を活用し、計画的に実施しています。なお、合併処理浄化槽の普及活動については、公共下水道や農業集落排水の供用区域外地区において行っています。
12	33	基本施策（2）「水質・土壌・地盤環境の保全」 浜松市のように下水道運営権を民間企業に譲渡するようなことはせず、上水下水は公共事業として責任を持つと明言すべきです。	C	下水道事業の運営については、市を運営主体とする「袖ヶ浦市下水道事業経営戦略」を策定していることから、本計画で記載することは考えていません。 また、上水道事業の運営については、現時点において、本市では民営化等を考えていないことから、本計画に記載することは考えていません。

整理 番号	頁	意見の概要	対応 区分	意見に対する市の考え方
13	34	<p>基本施策（3）「騒音・振動・悪臭の防止」</p> <p>現状と課題の「悪臭の苦情が発生しており、対応が求められます」は、「悪臭などの苦情があった場合は立ち入り調査などを行い、結果を公表すると共に改善を要求します」と修正すべきです。</p> <p>背景として、悪臭の連絡を環境管理課に連絡すると環境基準以下、発生場所不明と言われ困っていますとの市民の声が届いています。</p> <p>昨今、多くの企業が技術開発にしのぎを削っておりシランガスのような特殊ガスを使用していますので、そのようなガスと施設から発生する可能性のあるガスの種類のリストを提出させておくことが大事です。この提出がされてなければ提出させて、消防・危機管理課でも共有してください。</p>	B	<p>この項目では、基本施策ごとに「現状と課題」を記載しているため、案のとおりとします。</p> <p>なお、御意見をいただいた内容につきましては、基本施策（3）「騒音・振動・悪臭の防止」の主な取組④「工場等への監視等の継続」（35頁）の中で記載しています。</p>
14	34	<p>基本施策（3）「騒音・振動・悪臭の防止」</p> <p>航空機騒音対策の推進に加え、オスプレイの袖ヶ浦市のコンビナート地帯の飛行禁止を追加し、海域を含めた袖ヶ浦市のコンビナート地帯上空に侵入しないよう国に申し入れをすることを書き加えてください。</p>	C	<p>飛行禁止区域については、航空法等の国の法令で定める航空保安の問題であり、本計画に記載することは考えていません。</p>
15	38	<p>基本目標3「地球環境を思いやるまち」</p> <p>基本施策（3）温室効果ガスの削減</p> <p>現状と課題の文言中に「50年CO2排出ゼロ宣言」を入れること。</p> <p>この基本計画であれば、30年までに26%削減も、まして50年までCO2排出ゼロにするなどできるはずがない。</p> <p>一方、世界には、いち早くCO2排出ゼロ宣言をした国は70か国もある。もっと驚くことは、国内での環境基本計画の基本を「50年CO2ゼロ」に置く自治体が急速に増えてきていることである。</p> <p>なぜわが愛する袖ヶ浦市は、そういう意欲ある位置に立とうとしないのか。環境基本計画は、このことをこそ中心に構成さ</p>	C	<p>地球温暖化対策において、温室効果ガスの削減は重要な課題であると認識しており、本計画における基本目標や基本施策の「主な取組」により対応していくこととしています。</p> <p>2050年CO2排出量実質ゼロは、CO2などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成することをいいます。</p> <p>しかしながら、現時点では、CO2排出量実質ゼロとする明確な算出手法が示されておらず、実現の可能性が不透明であることから、本市が宣言することは考えていません。</p>

整理 番号	頁	意見の概要	対応 区分	意見に対する市の考え方
		<p>れるべきではないのか。気候異変をまともに受けた、袖ヶ浦市の現実から出発した環境基本条例であるべきと思う。それが一市民としての私の願いである。</p> <p>今から全体の構成のやり直しなど無理であることはわかっている。しかし、「温室効果ガスの削減」・「現状と課題」の後半文言中にでも、この文言が入ることによって、袖ヶ浦市の温室効果削減、気候変動阻止の意欲が、輝きをもって全市民への訴えになることは間違いないと思うがどうか。</p>		
16	38 ～ 41	<p>基本目標3「地球環境を思いやるまち」</p> <p>基本施策(1)「再生可能エネルギー等の活用」の主な取組①「住宅、事業所等への再生可能エネルギー等の導入促進」と基本施策(2)「省エネルギーの推進」で、導入促進するに際して、その動機付けはどう考えているのでしょうか。</p> <p>事業所に対して、RE100、再エネ100宣言RE Actionへの先進的企業の取り組み状況や火力発電電力より再エネ電力価格が海外では安価になっていることなどを会社環境部担当と社長・工場長などが参加した説明会を開催して環境重視経営が企業にとっても将来利益になることの理解を計ること、この理解の上でCO2削減計画と再エネ導入計画の2つを出してもらおうこと、その際に生産物、行程などの条件で様々でしょうから環境省のアドバイスを得ながら状況に合わせつつ全体目標何%減をいつまでに達成するというきちんとした日程を決めて推進するようガイドラインを設定すべきです。</p> <p>そして、目標年度ごとに達成率の良い順に表彰とその公開を定期的に行うこと、すべての企業に達成率や国内外の環境関連情報を提供し、さらなる達成を促すこと。このような今までより、より強い姿勢での動機付けを実行する内容で述べ、東京都の小池知事のような積極的な行動計画として欲しいと思います。</p>	D	<p>事業者に対する取り組みとしましては、基本施策(1)「再生可能エネルギー等の活用」の主な取組①「住宅、事業所等への再生可能エネルギー等の導入促進」の中に掲げています。</p> <p>御意見をいただいた内容につきましては、今後の取組において、参考とさせていただきます。</p>

整理番号	頁	意見の概要	対応区分	意見に対する市の考え方
17	38 ～ 41	個人に対する動機付けとして、太陽光発電システムを導入することは気候変動を予防し、災害時の停電対策としても個人、事業所問わず有効なことなど、そしてFIT価格が下がって売電としての魅力が下がっても設置工事価格も下がっていて、以前より少額予算で高性能な設備の導入ができること、売電より、むしろ自家消費の時代になってきていること。さらに何よりも台風15号の停電、断水の経験から太陽光と蓄電池によって安心安全な社会になることの意味と合わせ、この投資は長い目で徳であることを理解できるチラシを広報に特別ページを挟むことでの動機付けを図るなど積極的に推進を行う意味のことを記載するべきです。	B	御意見いただいた内容につきまして、太陽光発電と蓄電池の併用は、経済的な面においても、非常時の備えとしても有用であることから、引き続き設備の導入を促進してまいります。 また、基本施策(1)「環境に関する情報発信」(54頁)や基本施策(2)「環境学習・環境教育の推進」(56頁)においても、広報紙や市ホームページ、環境学習講座等を通じて、情報発信等を行うことを記載しています。
18	39	基本施策(1)「再生可能エネルギー等の活用」 主な取組①「住宅、事業所等への再生可能エネルギー等の導入促進」について、再生可能エネルギー等の「等」は不要ではないか。	C	住宅における再生可能エネルギー導入に係る補助事業は、太陽光発電システムのほか、家庭用燃料電池システムや定置用リチウムイオン蓄電システムなどの省エネルギー設備も対象になっていることから、「再生可能エネルギー等」と表記しています。
19	39	基本施策(1)「再生可能エネルギー等の活用」 主な取組②「公共施設への再生可能エネルギーの導入」に、「新たに建設予定の新市庁舎は全面自家発電にすること」を入れること。 現在進行中の「袖ヶ浦市地球温暖化対策実行計画 H29～33 第4次計画」も併せ読んでみたが自家発電の導入に対する支援や、電動公用車などの項目はあっても、まもなく建設開始が予定されている新市庁舎は全面自家発電で行うという項目は見当たらない。	C	環境基本計画は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する施策の方向等を定める計画です。 新庁舎の整備については、袖ヶ浦市庁舎整備事業において、再生可能エネルギーの導入を含め、災害時における自家発電設備の導入の検討を進めているところですが、新市庁舎を全面自家発電にすることは計画していないため、本計画において記載することは考えていません。

整理 番号	頁	意見の概要	対応 区分	意見に対する市の考え方
20	39	<p>基本施策（１）「再生可能エネルギー等の活用」</p> <p>主な取組②「公共施設への再生可能エネルギーの導入」について、「防災拠点となる施設などについて導入を検討します」については、「昨今の気候変動災害を見るとき、危機管理上からも必達のテーマと考え、導入を実行します。」と導入方針を行程とともに明確にすべき。</p> <p>また、「防災拠点となる施設のみならず、すべての公共施設はCO2排出ゼロを目指します」と書き換えてください。南相馬市では、公共施設でのエネルギーの効率的利用による“省エネルギーの推進”と災害時にも電気や情報が途絶えない“災害に強いまちづくり”を進めるため、太陽光発電システム、蓄電池を整備するとともに、発電量や電力使用量を管理するエネルギーマネジメントシステムを市役所や区役所、保健施設、小学校へ導入しました。このように、近隣市や他の昨今の地方自治体のニュースから得られる情報と比較すると大きく袖ヶ浦市は遅れています。遅れていると言うよりも全く手をつけられていない状況と言えます。それは災害時には避難所となり得る学校や公民館などの公共施設への太陽光発電システムの導入が市原市や木更津市、千葉市に遅れていること。また道の駅やアクアラインバスターミナル屋根などの有効利用でも木更津市にはあり、袖ヶ浦市は何もなしです。国の補助金を地方自治体の取り組みにも申請できるはずですのでもっと積極的に取り組むべきです。</p>	C	<p>本計画では、「防災拠点となる施設等」について、再生可能エネルギーの導入を検討することとしています。これは、防災拠点では、非常用電源を確保するため、様々な手段を取り入れておく必要があるとの考え方から優先的に設置を検討しているものです。</p> <p>市では、公共施設への再生可能エネルギー導入ガイドラインを策定し、各施設において公共施設の新築又は増改築を行う場合は、省エネルギーや地球温暖化防止対策の観点から、公共施設の所管課等において、計画段階で太陽光発電設備の積極的な導入を検討することとしていることから、本計画において導入方針や行程を記載することは考えていません。</p> <p>また、「全ての公共施設はCO2排出ゼロを目指します」については、全ての公共施設を全面自家発電にすることは検討していません。同ガイドラインによる上記の記述のとおり、公共施設の新築又は増改築を行う場合は、計画段階で太陽光発電設備の積極的な導入を検討することとしていることから、本計画において記載することは考えていません。</p>
21	50	<p>基本施策（３）「廃棄物等の不法投棄・ポイ捨てへの対策」</p> <p>71頁にも関連しますが、ごみのポイ捨ては処罰につながっているのでしょうか。ポイ捨てやごみ不法投棄は、罰金にまでつなげていかないとなくならない感じがします。「ポイ捨てやごみ不法投棄は学校・警察と連携し教育と処罰にて減少させます。」と記載すべきです。</p>	B	<p>廃棄物の不法投棄やポイ捨てに対する警察との連携は、有効な手段の一つと考えられることから、市役所や警察署の名称を併記した不法投棄禁止看板の設置や市民への配布等、基本施策（３）「廃棄物等の不法投棄・ポイ捨てへの対策」の主な取組①「廃棄物等の不法投棄やポイ捨て対策の推進」（51頁）に含めています。また、廃棄物の不法投棄やポイ捨てに対する「学校」との連携は、（２）「環境学習・環境教育の推進」（56、57頁）に含めています。</p>

整理番号	頁	意見の概要	対応区分	意見に対する市の考え方
22	50	<p>基本施策（3）「廃棄物等の不法投棄・ポイ捨てへの対策」</p> <p>市民の目が不法投棄への抑止になりますので、不法投棄と思われる投棄現場の場所やトラックの番号の通報が、犯人の特定につながった場合は賞を出し、不法投棄者には重い罰金を科すなどの刺激策も考えて欲しいと思います。</p>	D	<p>廃棄物等の不法投棄やポイ捨てを発見した際は、厳格に対応するとともに、状況に応じて警察に通報しています。</p> <p>御意見をいただいた内容は、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
23	52	<p>基本施策（4）「建設発生土・再生土への対策」</p> <p>前市長の残土条例の提案が否決されましたが再度、議会にかけて成立させますと記載して欲しい。成立させるために、前回、否決に回った議員との膝詰めでの議論を新市長と担当部署で行い、その意義を浸透させて欲しいと思います。</p> <p>このままでは市原市同様にごみの街袖ヶ浦市になってしまいます。再度、前市長が果たせなかったことに再度挑戦、是非とも成立させることを記載してください。</p>	C	<p>建設発生土や再生土については、基本施策（4）「建設発生土・再生土への対策」の主な取組③「建設発生土・再生土の適正管理」（53頁）により、継続的に建設発生土・再生土の把握や適正な管理を実施することから、残土条例の改正について、本計画において記載することは考えていません。</p>
24	54	<p>基本目標5「市民参加による環境保全活動を推進するまち」</p> <p>基本施策（1）「環境に関する情報発信」</p> <p>駅改札口の正面に大きな看板を設置して気候変動の防止のためにCO2削減、ポイ捨てをなくすポスターなどを掲示してください。また、ファミリーレストランなどに協力してもらって窓ガラスとかに宣伝ポスターを貼ってもらってください。環境教育の講座をしていることは認識していますがなかなか参加は大変ということもありますので、ぱっと日常的に見えることでの教育が有効です。</p>	B	<p>基本目標5「市民参加による環境保全活動を推進するまち」の基本施策（1）「環境に関する情報発信」の取組の中で、事業者との協力により、ポスターの掲示を行うことなど、取組の参考とさせていただきます。</p>
25	56	<p>基本施策（2）「環境学習・環境教育の推進」</p> <p>子供時代に自然環境保護の重要性を理解することが大事で、授業での環境教育を強化すべきですのでまず教師への教育を行うことを記載してください。教師の意識が向上すれば生徒の意識も向上するはずです。</p>	C	<p>環境教育のための指導者の育成は、重要であると認識しています。このことから、基本施策（2）「環境学習・環境教育の推進」の主な取組①「環境学習講座等の実施」において、引き続き、環境学習講座や職員出前講座等を開催してまいります。なお、環境教育については、既に授業で取り入れられていることから教師への教育を行うことは考えていませんが、基本施策（1）「環境に関する情報発信」の主な取組③「環境に関する補助教材の提供」（55頁）により環境学習に必要な資料を提供してまいります。</p>

整理 番号	頁	意見の概要	対応 区分	意見に対する市の考え方
26	71	<p>第5章 計画の推進 第3節 各主体に求められる役割 「3 地球環境を思いやるまち」(3)市 「CO2排出実質ゼロを目指す都市」、「気候危機行動宣言」について書いてください。いまや政府が指導しなくても多くの都市が自主的に2050年CO2排出ゼロ宣言をしています。 「2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロ」を目標に掲げる自治体が増加し、1月7日現在で12都府県と21市町村が表明とあります。 56頁同様に、宣言に向かう袖ヶ浦市の姿勢を内外に宣伝するポスター貼り付けなどを行ってください。</p>	C	<p>「CO2排出実質ゼロを目指す都市」については、整理番号15の考え方と同様に、本計画において記載することは考えていません。 また、「気候危機行動宣言」は、東京都が策定した「ゼロエミッション東京戦略」の中で掲げられたものです。本市では、本計画において気候危機に立ち向かう行動の一つとして、次期計画における基本目標3の基本施策(4)で、新たに「気候変動による影響への適応策の推進」(44頁)を掲げ、この中で取組を実施していくこととしていますので、本計画に記載することは考えていません。</p>